

核物質の保管状況の調査結果について(概要)

1. 調査方法について

当社社員または当社委託員が、目視および放射線計測器を用いて調査をおこないました。

例 1. 執務室のキャビネット



執務室のキャビネットを開け、目視および放射線計測器による測定

○印は調査完了の印として調査者、調査日を示すシールを貼付^{※1}

例 2. 現場工具箱



現場工具箱を開け、目視および放射線計測器による測定

○印は調査完了の印として調査者、調査日を示すシールを貼付^{※1}

※1 浜岡原子力発電所における調査は、調査箇所が多岐にわたることから、調査漏れを防止するため、調査完了のシールを貼付しました。

2. 調査結果について

調査の結果、47 点の核物質を確認しました。

確認場所	核燃料物質 ^{※2}	数量
浜岡原子力発電所	高温ガス炉用燃料の模型 (微量のトリウムが付着)	1
	ペレット状(天然ウラン)のもの	3
	金属に核物質(劣化ウラン)を塗布した板状のもの	1
	イエローケーキ(天然ウラン)	3
名古屋、岡崎、三重、静岡支店	なし	—
長野、岐阜支店	なし	—
電力技術研究所	なし	—
火力センター	なし	—

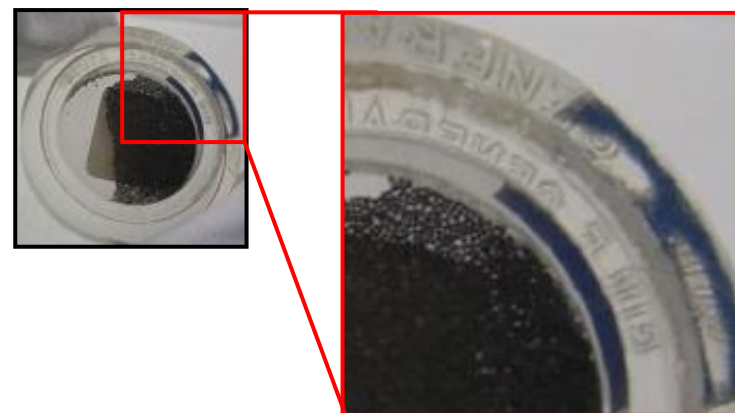
核原料物質 ^{※3}	数量
ウラン鉱石	21
ウラン、トリウムを含む鉱石	1
トリウムを含む鉱石	2
ウラン鉱石	12(各3)
なし	—
ウラン鉱石	2
ウラン鉱石	1

- : 原子炉等規制法に基づく使用の許可手続きが必要な核物質【8 点】
- : 原子炉等規制法に基づく使用の届出手続きが不要な核物質【39 点】
- : 国際規制物資に該当し計量管理すべき核物質(文部科学省指示による報告対象)【5 点(再掲)】

- ※2 核燃料物質とは、ウラン・トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、一定量を超えて使用する場合、使用の許可手続きが必要となります。
- ※3 核原料物質とは、ウラン、トリウム等の核燃料物質の原料となる鉱石をいい、一定量以上使用する場合、使用の届出手続きが必要となります。今回確認したウラン鉱石等は、手続きが必要な量を下回っています。

新たに確認した核物質

高温ガス炉用燃料の模型(微量のトリウムが付着)
(燃料は酸化アルミニウムで模擬)



- 質量 : 約 12g(容器込質量)
- 核物質質量 : トリウム約 0.106g
- 寸法 : (容器)外径 38mm×厚さ 11mm
- 表面の放射線量: 0.3 μ Sv/h

ウラン鉱石



<ウラン鉱石の例>

3. 今後の対応

(1)再発防止対策

実際に原子炉で使用する核燃料等に対しては原子炉等規制法に基づく手続きを実施していましたが、今回の調査において確認した広報用の展示品等については同法に基づく手続きがなされていませんでした。これは、核物質を扱う部署ではない部署において、同法に係る理解が不足していたことが原因と考えられるため、今後、以下の対策を実施します。

ア. 核物質の取り扱いに係る教育の実施

核物質または核物質を模擬したものを扱う可能性のある部署に対して、原子炉等規制法に係る教育を実施します。

イ. 原子力発電に用いない核物質を一元的に在庫管理する部署の設定

全社の原子力発電に用いない核物質を一元的に在庫管理する部署を定めます。また、核物質を模擬したものを入手する場合は、同部署の確認を受ける体制とします。

(2)確認した核物質の管理

原子炉等規制法に基づく使用の許可手続きが必要な 8 点の核物質について、法令に基づく手続きをおこない、担当する部署が管理をおこないます。